

第2回市民講座（マイナンバー制度学習会）に 115名の参加

11月14日、14:00～16:00 北九州市民の会主催：第2回市民講座がコムシティこどもの館ホールで開催されました。

第1部では、北九州市総務企画局情報政策部からの出前講演でマイナンバー制度について、多くの資料とスライドを使用した分かりやすい解説をしていただきました。

第2部は、天久弁護士より「マイナンバー制度が人権・生活に与える影響について」と題して講演。マイナンバー制度が導入される問題を様々な観点から解説され、戦争する国づくりとのつながりについても指摘されました。

参加者のみなさんから多岐にわたった質問があり、大変有意義な学習会となりました。

なお、天久弁護士の講演は、北九州市民の会のホームページからレジュメをみながら試聴できるようになっています。

※ 北九州市民の会のホームページは下記のアドレスよりご参照下さい。

マイナンバーの疑問

■ 講座での質疑応答は以下の通りです。

Q：事業所におけるマイナンバーの取り扱いが管理・徹底されているのか。パソコンなど持っていない事業所もあるが、役所からパソコンなど提供するのですか。

A：必ずしもシステムを入れて管理にしなければということではない。現在、源泉徴収、扶養控除など紙で手続き管理しておられた方は、いままでのように手続きを紙でされ管理されても結構です。

Q：事業者は小さいところが結構ある。従業員のマイナンバー管理ができるのか不安、事業所への教育・徹底はどうしていますか

A：税務署関係が中心になって事業所などに、チラシや出前講演などで知らせているが、なかなか行き届いていないかもしれない。国、税務署、市など一体となって取り組んでいきたい。

Q：職場でマイナンバーを報告しなかったら、不利益扱いがあるのですか。

A：税務署のQ&Aでは、例えば源泉徴収票等で、従業員の方のマイナンバーが記載されてなくても、それを受け取らないということはない。と書いてある。ただし、書き込むようお願いをしていただき。それでも書いて（教えて）くれないときは、その経緯を書いて、出していただくことになる。

なお、会社との問題は、会社と従業員との関係であると思う。

Q：市役所などの窓口で申請書にマイナンバーを記入しない場合に、受付てくれるのですか。

A：区役所の窓口では市民がマイナンバーの提示を拒否したり、忘れた場合でも届出を受け付けることとなっている。このため市民に不利益が生じることはない。

Q：信託で配当が会った時に、ナンバーを記入しないとどうなるのか。

A：税の手続きであるため、前に述べたようになる。マイナンバーの番号が記載されていない税の書類が来たとしても、受け取らないということはない。個別の内容については、把握していない。

Q：ポータルサイトで自分の利用状況が確認できるとの説明だが、個人カードを持った人だけなのか。

A：平成29年1月からのポータルサイトであるが、個人番号カードがないと利用できない。カード内の電子証明書を使つての利用となる。

Q：北九州市でのマイナンバーの導入で費用はどれくらいかかるのか。

A：おおむね8億円ぐらい見込んでいる。国負担分と北九州市の負担分は確定していない。

Q：マイナンバーで、外国でどのような国がしているのか。

A：悪用の事例が多いのは、アメリカ、韓国が多い。アメリカは社会保障番号で今は少し変わっていると聞いている、韓国も番号だけでパソコンオンラインのIDにも使えて悪用の事例がある。日本の場合は、マイナンバーをIDに使うことは絶対しない。そうした危険性は少ない。

Q：マイナンバーを管理できない子どもや介護が必要な方の番号管理は。

A：子どもさんとか介護が必要な方については、子どもさんご家族の方が管理する。介護が必要な方は家族・親族が管理することになる。

